

問い合わせ先
国土交通省港湾局海岸防災課災害対策室
課長補佐 高橋 03-5253-8689 (直通)
海上保安庁東北地方太平洋沖地震災害対策本部
課長補佐 福本、上村 03-3591-6361 (3601)

国土交通省港湾局
海上保安庁
平成23年3月25日

仙台塩釜港（塩釜区）の塩釜航路における喫水制限の解除について

東北地方太平洋沖地震災害から港湾機能が一部復旧した仙台塩釜港（塩釜区）では、塩釜航路に -4.9 m の喫水制限がかかっていましたが、引き続き啓開活動等の結果、本日午後7時、同制限が解除されましたのでお知らせします。

問い合わせ先

宮城県仙台塩釜港湾事務所
次長(港政班長) 熊谷賢一 022-297-4111
(仙台土木事務所内)

塩釜港湾・空港整備事務所
第一工務課長 畑田武見 022-362-6213
宮城海上保安部
交通課長 田中利夫 022-367-3917

仙台塩釜港湾事務所
塩釜港湾・空港整備事務所
宮城海上保安部
平成23年3月25日

仙台塩釜港(塩釜区)の一部復旧について ～塩釜航路における喫水制限の解除について～

東北地方太平洋沖地震災害対応として、海上輸送の早期実現を図るため、宮城県仙台塩釜港(塩釜区)において実施していた、宮城県及び東北地方整備局による航路啓開活動と海上保安庁測量船「拓洋」(総トン数2,400トン)及び同「海洋」(総トン数550トン)による水路測量を終え、塩釜航路に-4.9mの喫水制限をかけ貞山ふ頭岸壁の一部の供用を開始しておりましたが、引き続き啓開活動等の結果、同航路及びこれに接続する貞山埠頭第4岸壁付近の海域(別図参照)まで、水深が海図の記載どおりであることを確認したことから、本日午後7時、同制限を解除しました。現在までの復旧状況は、下記のとおりです。

なお、当該海域における水深等の詳細な情報については、港湾管理者(宮城県)にお問い合わせください。

記

1 復旧場所

塩釜航路及びこれに接続する貞山埠頭第4岸壁付近に至る海域

貞山埠頭第2岸壁(-9.0m)

同埠頭第3岸壁(-7.5m)

同埠頭第4岸壁(-7.5m)

【別図参照】

2 対象船舶

復旧岸壁の供用については、港湾管理者が認める船舶が対象となります。

仙台塩釜港(塩釜区)

(航路の長さ約7,000m、幅100m)

